

【農政の動き】

新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた 中間論点整理について

農林水産省大臣官房企画評価課

農林水産省は、食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）と、この基本法の理念を具体化した農政の指針である食料・農業・農村基本計画（平成12年3月閣議決定）に即した政策の推進に取り組んでいます。

基本計画は、基本法において、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直すこととされていること、また、食料・農業・農村をめぐる、農業の構造改革の立ち遅れなど危機的な状況が深化してきていることから、平成15年8月末に、新たな基本計画の策定に向けた作業に着手しました。平成15年12月には、亀井農林水産大臣から、食料・農業・農村政策審議会に対して基本計画の変更について諮問が行われ、現在、同審議会企画部会において精力的な議論が行われているところです。

8月10日に開催された食料・農業・農村政策審議会において、同審議会企画部会で取りまとめられた中間論点整理が報告されました。この中間論点整理では、これまでの企画部会における議論を踏まえ、農政改革に当たっての基本的な考え方が示されるとともに、主要課題についての施策の在り方、今後さらに詰めるべき論点等が4つの柱として整理されています。

【中間論点整理の概要】

1. 担い手政策の在り方

- ・ 農業経営の改善に向けた各種施策については、対象を担い手に明確に絞った上で、集中的・重点的に実施することが必要
- ・ 担い手の明確化に当たっては、認定農業者制度を基本とするとともに、経営主体としての実体を有する一定の集落営農について、担い手として位置付けることが適当
- ・ 17年度から施策の具体化を急ぐ必要

2. 経営安定対策（品目横断的政策等）の確立

- ・ 幅広い農業者を対象に品目別に講じられている経営安定対策について、対象となる担い手を明確にした対策に転換
- ・ 複数作物を組み合わせた営農類型（水田作、畑作）については、品目別ではなく、経営全

体に着目し（品目横断的）、①諸外国との生産条件の格差を是正する対策と、②収入・所得の変動を緩和する対策を検討

- ・ その際、「緑の政策」に該当するようにする一方で、国内生産の確保などの我が国固有の課題の解決に資するような工夫も必要
- ・ 野菜、果樹、畜産などの部門専門的な営農類型についても、対象経営を明確化した対策となるよう品目別に検討する必要
- ・ 早期の制度導入に向け、対象経営の捉え方、支援水準の考え方等につき、制度の骨格を詰める必要

3. 農地制度の在り方

- ・ 優良農地の確保、農地の効率的な利用の確保の課題解決に向け、
 - ① 優良農地の面的な確保を図る観点からの農用地区域・転用規制の在り方
 - ② 農地の利用集積を促進する仕組み、権利移動規制の在り方
- 等について、総合的に検討を進めることが必要
- ・ 制度や施策の具体化に向けた検討を行い、秋に具体像を示す必要

4. 農業環境・資源保全政策の確立

- ・ 農地・農業用水等の資源保全施策については、多様な施策手法の組合せが可能となる施策体系を構築する必要
- ・ 農業生産環境施策については、農業者が取り組むべき規範を明確にし、農業振興施策全般に関連づけるとともに、環境に与える負荷の大幅な低減を図るモデル的な取組を推進する必要
- ・ 17年度から必要な調査に着手する必要

また、9月以降に再開される企画部会においては、食料自給率をはじめとする施策展開の目標、食の安全・安心の確保等の諸施策の在り方、さらには、中間論点整理で今後詰めるべきとされた課題等についても、企画部会において幅広くご議論をいただき、平成17年3月を目途として、新たな基本計画を策定する予定です。